

# 第1回山口県手話言語条例検討委員会概要

## 1 日時

平成30年10月24日(水) 14:00~15:30

## 2 場所

山口県庁9階 環境生活部1号会議室

## 3 出席者

- (1) 委員：内田委員、梅田委員、秋山委員、赤井委員、信木委員、藤田委員、辻委員、山根委員
- (2) 事務局：末永主任(労働課)、松岡主査(義務教育課)、岩崎班長(高校教育課)、田中主査(福祉支援課)、佐藤課長、小澤班長、今田主査(以上、障害支援課)

## 4 議事概要

### (1) 委員長の選任等

- 委員の互選により、内田委員を委員長に選任
- 委員長が委員長不在時の代理として、藤田委員を指名

### (2) 「手話言語」に係る背景等

<事務局から、手話言語に係る背景、全国自治体の状況、山口県の現状等を説明>

#### 委員意見

- 山口県の聾学校では口話教育を受けていたが、中学校の時、東京の聾学校に転校して、そこでは、手話で勉強し、手話が言語であることを知り大きな刺激を受けた。東京では、生徒同士の会話も手話なので、自分の想いをきちんと伝えられて、本音で話すことができた。
- 口話は、見よう見まねで言葉を出すだけで、その言葉の意味がわからなかったが、手話で学ぶと言葉の中身を深く掴むことができた。
- 手話教育が禁止される前の、手話で学んだ高齢者は文書力が高い人が多い。
- 昔は、手話は「手まね」「猿まね」とバカにされ、周りから白い目で見られたので、人前で手話を使うことはなかったが、今は少しずつ理解も広がり、堂々と手話ができるようになった。
- 私は、手話は言語であり、音声言語と同じ力を持つ、そういった権利を持つものであるということを強く求めている。
- 条例は、県民の皆さんが手話を覚えるというものでなく、手話を理解し広めていくことで、県内の聴覚障害者の生きる権利が広がっていく、そういった内容の条例が作っていけるよう望んでいる。
- 難聴者は、手話の大切さはわかっているが、いきなり手話をやれと言われてもできない。だから、手話言語条例を作ると聞いても興味がない人が多い。
- 私が会社に入った当時の聴覚障害者は、知っていることは少なかったり、文

書力は低かったが、それでも泣いたり笑ったり感情が豊かだった。今現場にいる聴覚障害者は人工内耳を付けた人たちが増えており、1対1の会話は可能だが、集団で働く力が弱い。

- 日本語を覚えてから手話を覚えたらいいという人もいるが、英語を6年間勉強してもほとんど話せない。きちんと言語を覚えるためには、生まれた時から音声言語と同じように、手話の中にどっぷり浸かることが大事。
- 家庭の中で通訳が必要なことにとてもショックを受けた。親と子がきちんとコミュニケーションできる環境を作ることから始めなくてはいけない。
- なぜ手話言語条例が必要かという、豊かな人間関係を育てること、親と子の関係、コミュニケーションを確保することである。そうして、教育や医療、介護、災害の場面などでどうするか考えていったらいい。
- ろうの子供が生まれたとき、手話やろう者に対して理解がない場合、子供の将来をととても心配するという話を聞くが、条例で理解を広めていけば、ろうの子供も将来こういうふう生きていけるのだと、親も自信を持つことができるのではないか。

### (3) 今後の議論の方向性・スケジュール等

<事務局から、議論の方向性、スケジュールを説明するとともに、委員の皆さんに調査項目を確認>

#### 委員意見

- 難聴者に対する音声の支援や文字の支援があるということを頭の片隅に入れて、条例の検討をしてほしい（手話以外のコミュニケーション支援を含めた条例を作ってほしいという意味ではない）。
- 医療の現場では、人工内耳をしたら聞こえる、音が入るから、手話は必要ないと判断されている現状があるが、それは1対1の会話が可能ということで、複数人の会話は難しいし、健聴者のように情報が入ってくるわけでもない。
- 現状のところ、医療から療育のところ、山口県ではどのように保障されているのか教えていただきたい。
- 聴覚障害の子供たちが、どういう学校で教育を受けているのか、具体的な人数、年齢等の現状を知りたい。
- 条例を作る以上、理念も大事だが、それを具体化していく施策も必要だと思う。条例に具体的な施策を記載する必要はないが、条例に書かれた理念について、個々の具体的な施策が見える形で議論を進めていってもらいたい。

#### 事務局

- 県内の総合支援学校に在籍している聴覚障害の子供は、山口南が幼児部5名、小学部3名、中学部7名、高等部8名、下関南が幼児部1名、小学部3名。
- 難聴学級に在籍している児童は、小学校40名、中学校20名。

#### (4) 次回の開催

- 第2回の検討委員会は、12月14日(金)14時00分～15時30分で開催することを決定（場所は未定）

#### (5) まとめ（事務局）

- 当検討委員会では、手話言語の普及に向けた条例（手話言語条例）を作っている、他のコミュニケーション手段は、施策、事業としてしっかりやっていく。
- 手話言語条例を検討する委員会ではあるが、施策についても検討委員会の中でご意見を賜りたい。
- 今回委員の方からいただいた質問関係は、次回に資料等で回答していきたい。
- 事務局で条例案等をお示しし、それに対してご意見をもらうという形で進めていきたい。